

集落営農組織の法人化支援

■ 高松市 西三谷農事組合法人 ■

(東讃農業改良普及センター 間島正博)

●対象の概要

高松市三谷町の西三谷地区は、高松市のほぼ中央部に位置し、住蓮寺池及び三郎池に隣接した平野部である。

当地区は、西三谷集落で構成され、農家戸数は50戸、経営耕地面積は38.1haで、ほ場整備は実施されておらず、一筆当たりの農地面積が狭小である。

兼業農家を中心に主に水稻を栽培しており、一部の農家では麦やブロッコリーなどの野菜の栽培に取り組まれているが、農家の高齢化や後継者不在により耕作放棄地の発生が懸念されていた。

そこで、集落の農地を守るために、地元の水利組合の役員を中心に話し合いが持たれ、平成24年11月23日に任意組織である西三谷農事生産組合（以下組合という）が設立された。

●課題を取り上げた理由

組合は、設立当初から麦作に取り組んでおり、経営所得安定対策の交付金を受けるために平成27年2月11日に法人化計画を作成し、高松市の認定を受けた。

法人化計画では、法人化達成予定日を平成29年9月30日に設定し、法人化を目指して活動を行っていたが、法人化には至らなかった。

そこで、法人化の期限を再設定し、予定を平成30年9月30日とした。

法人化の期限が迫る中、普及センターが中心となって、JA香川県中央地区営農センター、高松市農林水産課、（一社）香川県農業会議、（公財）香川県農地機構などの関係機関と連携し、法人化に向けて集中的に支援した。

また、普及センターの集落営農担当と経営改善担当が連携し、法人組織の経営開始の支援にも取り組んだ。

●普及活動の経過

1 関係機関との連携

1) 高松市集落営農協議会

JA、高松市、農地集積専門員、東讃土地改良事務所、普及センターで組織する協議会において、組合の法人化に関する支援について協議し、情報を共有するなど関係機関が一体となって支援を行った。

2) 香川県農業会議との連携

発起人会において、法人化の手続きや会計実務について、農業会議の指導を受けた。

また、相談カルテを作成し、農業会議が事務局を持つ経営戦略会議に支援を要請した。これにより、専門家である税理士が派遣され、税務や経営計画について専門的なアドバイスを受けることができた。

3) 農地集積専門員との連携

農地集積専門員の支援により、農地機構を通じた農地の貸借を行い、約7haの農地を集積することができた。

また、農地集積支援事業にも取り組んだ。

2 集落営農組織研修会の実施

任意組織を対象とした法人化に関する研修会を普及センターが主催した。

研修では、法人化のメリットや手続きなどの紹介のほか、任意組織から農事組合法人に経営発展した高松市やさぬき市の法人の事例発表により、法人化のメリットや運営の方法などについて学び、法人化について理解を深めた。

3 発起人会の開催

組合の役員会を開催し、法人化に向けた計画を協議した。

協議の結果、役員の4名を法人化の発起人に任命し、発起人会を開催した。

発起人会には、普及センター及びJAが参加し、話し合い活動の支援や法人の手続きなどの情報提供を行った。

4 部門間連携による支援

集落営農担当と経営改善担当が連携し、農業経営改善計画の作成支援や会計担当者の養成、コンサルティングを実施した。

表-1 主な支援内容

実施日	内容
平成27年8月11日	集落営農組織勉強会
平成28年3月8日	高松三木地区集落営農組織研修会
平成28年7月9日	法人化研修
平成28年8月29日	高松三木地区集落営農組織研修会
平成28年12月16日	高松三木地区集落営農組織法人化勉強会
平成29年5月17日	農業会議法人化相談会
平成29年6月29日	法人化研修
平成29年7月8日	法人化研修
平成29年10月27日	コンサルテーション
平成30年2月1日	第1回発起人会
平成30年2月18日	法人化計画検討会
平成30年3月6日	農地集積事業打合せ
平成30年3月20日	第2回発起人会
平成30年5月17日	経営戦略会議相談カルテ作成
平成30年5月17日	農業簿記基礎コース
平成30年5月18日	農業簿記基礎コース
平成30年5月30日	第3回発起人会
平成30年6月5日	経営戦略会議
平成30年6月28日	第4回発起人会
平成30年7月2日	経営戦略会議派遣役員士相談会
平成30年7月5日	法人関係書類作成会
平成30年7月6日	農地集積事業打合せ



法人化研修

●普及活動の成果

1 農事組合法人の設立

発起人会で検討を行った結果、集落の農地を永続的に守ることを目的に法人化することで合意され、平成30年7月11日に構成員18名による西三谷農事組合法人が設立された。

経営は平成30年播きの麦(約9ha)から開始し、平成31年から水稻、ブロッコリーにも取り組む計画である。

また、認定農業者の申請を行い、平成30年10月10日に認定された。

これにより、経営所得安定対策の交付金を受けることが可能となり、麦作が継続され、西三谷地区の農地を保全することができるようになった。

2 組織の継続性の強化

法人組織になったことで、構成員の意識の向上が図れるとともに、農地機構を通じた農地の貸し

借りが可能となったり、融資が受けやすくなるなど組織として継続性が増し、任意組織に比べ次世代に引き継げる可能性が高まった。

3 支援体制の整備・強化

1) 関係機関の連携

高松市集落営農協議会を核にした関係機関による法人化の支援体制が整備・強化された。

今後、法人設立や運営支援を円滑に実施することが可能となった。

2) 経営戦略会議の活用

経営戦略会議が設置され、専門家の派遣により、円滑に法人化を行える支援体制ができた。

3) 部門間の連携

所内の集落営農担当と経営改善担当が連携して、経営改善計画作成の支援や、コンサルテーション等を行うことで、将来の具体的な目標が設定され、経営安定に向けた取組を行うことができた。



創立総会

●今後の普及活動の課題

1 経営の安定化への取組

海外からの農産物の輸入の増大や、平成30年度から行政による米の生産数量目標の配分が中止されるなど、今後、米価の下落や麦の収入の減少などが懸念される。

そこで、経営を継続するためには、経営規模の拡大や複合経営による経営の安定化が必要である。

2 経営計画の見直し及び策定

定期的にコンサルテーション等を行い、常に経営計画の見直しを行うことが必要である。

これにより将来を見据えた計画的な経営を行うことができ、法人の設立目的である永続的な農地の保全が可能となる。